

種子の増産スケジュール（飼料用米の多収品種）

- R 4年産の飼料用米は、すでに多くが粃摺りを終了していたため、種子としての転用※は困難であった。このため、R 5年産の飼料用米について、多収品種を前提とする場合は、種子の不足が見込まれたところ。
- R 6年産以降については、早期に種子への転用を行うことで、基本的に多収品種での生産が可能。
- この際、円滑な種子転用に必要な話し合いや、発芽試験に係る経費等を支援。

※ 種子の転用とは、飼料原料向けなど種子以外のために生産した収穫物（粃）を、発芽試験等の品質の確認を行った上で、県種子協会等が翌年産のは種用に仕向ける「転用種子」とすること。

